

しょうがいしゃそうごうふくしほうこっかくていげんさくてい む 障害者総合福祉法骨格提言策定に向けて

ねん がつ にちそうごうふくしぶかい
2011年6月23日 総合福祉部会にて

1) しょうごうふくしぶかいほうこくしょおよ しょうがいしゃそうごうふくしほうこっかくていげんさくせい こんご 総合福祉部会報告書及び障害者総合福祉法骨格提言作成にむけての今後の おお ぶろせす 大まかなプロセス

だい だんかい だい き だい きぶかいさぎょうちーむおよ ぎょうどうさぎょうちーむ ほうこく
《第1段階》第1期、第2期部会作業チーム及び合同作業チームの報告をそのまま取り
まとめて がつぽん しょうごうふくしぶかいほうこくしょ
まとめて合本にする。これを「総合福祉部会報告書」としてはどうか。

だい だんかい じょうきががつぽん ふ しょうがいしゃそうごうふくしほうこっかくていげん さくせい
《第2段階》上記合本を踏まえて障害者総合福祉法骨格提言を作成する。

2) しょうがいしゃそうごうふくしほうこっかくていげん いか こっかくていげん いめーじ 障害者総合福祉法骨格提言（以下、骨格提言）のイメージについて

こっかくていげん ほうりつ さくてい しんぽう ほうこうせい めいき
○骨格提言は、法律そのものを策定するのではなく、新法のあるべき方向性を明記し、
ぐたいてき あら ほうりつ こうもく さぎょうちーむ ほうこく きばん も こ ないよう
具体的に新たな法律の項目ごとに、作業チームの報告を基盤として盛り込むべき内容
りゆう の けいしき
とその理由を述べる形式とする。

たよう いけん もうらてき けいさい いけん ちが こ
○多様な意見をすべて網羅的に掲載するというのではなく、それぞれの意見の違いを超え
て、ぶかいぜんたい あら ほうりつ こうもく かなら も こ ぽいんと ごうい
部会全体として新しい法律のその項目に必ず盛り込むべきポイントが合意のもとに
しる
記されていることが大事であると考える。

いこう こっかくていげん こうほうかつどう とうじしゃ しょうがい しみん ふく
○9月以降、骨格提言についての広報活動（当事者だけでなく障害のない市民を含め
て）が 必要となる。その際、骨格提言の重要ポイントが明確に示されていることも
じゅうよう たと ぶかい ていき しんぽう かいせいぽいんと
重要となる。（例えば「部会が提起する新法にむけての10の改正ポイント」といったわか
りやすい形の要約版も必要）

こんかい こっかくていげん ぜんたいいめーじ ぶかい かくにん ぜんてい じかいぶかい
○今回、骨格提言の全体イメージが部会で確認されることを前提として、次回部会ま
でに 骨格提言の目次案を検討、提示する。

3) こっかくていげんさくてい ぶかいとう すす かた 骨格提言策定にむけての部会等の進め方

いじょう こんご けんとう いか てじゆん
○以上から、今後の検討は以下の手順とする。

ぶかいさんやく せきんにん ざちようおよ ふくざちよう いけん き ぶかい しめ こっかくていげん
①部会三役の責任で、座長及び副座長から意見を聞いて、部会に示す骨格提言

あん さくせい
案を作成する。

②部会（7月～8月に3回予定）では、上記の骨格提言案について、部会委員全員での議論を行う。部会員の合意のもとに骨格提言を策定する。

4) 具体的なスケジュールについて

6月9日：各チームの報告提出締切

6月23日：第15回総合福祉部会（第2期部会作業チーム並びに合同作業チーム報告等）及び座長副座長打合せ会

6月27日：第33回推進会議（第2期部会作業チーム並びに合同作業チーム報告等）

6月30日締切：部会の構成員から文書で意見提出。（部会構成員は部会作業チーム報告及び合同作業チーム報告の双方に意見提出できる。）

7月8日締切：

* 部会作業チーム及び合同作業チームともに、部会メンバーからの意見をふまえ「補足版」（原則1ページ以内）を作成。

7月12日：座長副座長打ち合わせ会

7月26日：第16回総合福祉部会（「合本（仮称、総合福祉部会報告書）」の提示、障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）及び座長副座長打ち合わせ会

8月8日：第34回推進会議（「合本（仮称、総合福祉部会報告書）」の提示、障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）

8月9日：第17回総合福祉部会（障害者総合福祉法骨格提言の素案についての報告と議論、他）及び座長副座長打ち合わせ会

8月19日：座長副座長打ち合わせ会

がつ にち 8月30日 : だい かいそうごうふくしふかい 第18回 総合福祉部会 (しょうがいしゃそうごうふくしほうこっかくていげん と ほか) (障害者総合福祉法骨格提言の取りまとめ、他)